

川口市物価高支援金（区域外給水の水道基本料金相当額）給付要綱

（目的）

第1条 この要綱は、川口市（以下、「本市」という。）が実施する物価高支援事業（以下、「本事業」という。）において、本市域内に給水装置を有し、かつ、本市以外の地方公共団体から水道の供給を受けているため、川口市上下水道事業管理者（以下、「管理者」という。）が検針時に実施する水道料金の基本料金の無償化を受けることができない水道利用者に対し、物価高支援金（以下「本支援金」という。）を給付することを目的とする。

（支援金の給付対象者）

第2条 本支援金の給付対象者は、令和8年2月1日時点において、本市域内に給水装置を有する個人又は事業所等を有する個人若しくは法人で、当該個人又は法人の名義で、本市以外の地方公共団体から水道の供給を受けている者とする。ただし、管理者が特に認めた場合は、この限りではない。

（支援金の給付額）

第3条 本支援金の額は、給付対象者の基準日時点における水道料金の基本料金月額の2か月分に相当する額とする。ただし、管理者が特に認めた場合は、この限りではない。

（支援金の給付申請）

第4条 本支援金の給付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、物価高支援金給付申請書兼請求書（第1号様式）を管理者に提出しなければならない。

2 前項の規定による支援金の給付申請については、管理者が定める期間において行うものとする。

（支援金の給付決定及び不給付決定）

第5条 管理者は、前条の規定により本支援金の申請があった場合は、その内容を審査し、第2条に規定する給付対象者に適合すると認めたときは、予算の範囲内で本支援金の給付を決定するとともに、物価高支援金給付決定通知書（第2号様式）により当該申請者に通知する。

2 管理者は、申請者について第2条に規定する給付対象者に適合しないと認めたとき又は予算の範囲を超えるときは、本支援金の不給付を決定するとともに、物価高支援金給付不決定通知書（第3号様式）により当該申請者に通知する。

（支援金の給付）

第6条 管理者は、前条第1項の規定により給付決定を行った場合、当該申請者に対し、速やかに本支援金を給付するものとする。

(給付決定の取消し)

第7条 管理者は、第5条の規定により給付決定を受けた者（以下「給付決定者」という。）が次のいずれかに該当する場合は、本支援金の給付決定を取り消すことができる。

- (1) 虚偽の申請をし、又は事実を隠したとき。
- (2) 第2条に規定する給付対象者に該当しないことが判明したとき。
- (3) その他この要綱の規定に違反したと管理者が認めるとき。

2 管理者は、前項の規定による取消しをしたときは、速やかに物価高支援金給付決定取消通知書（第4号様式）により当該給付決定者に通知する。

(給付金の返還)

第8条 給付決定者は、管理者が前条の規定により本支援金の給付決定を取り消した場合において、本支援金が既に給付されているときは、管理者が定める期間内に、当該支援金を返還しなければならない。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、本支援金の給付に関し必要な事項は、別に定めるところによる。

附 則

この要綱は、令和8年2月1日から施行する。

第1号様式

年　月　日

(提出先) 川口市上下水道事業管理者

物価高支援金給付申請書兼請求書

川口市物価高支援金（区域外給水の水道基本料金相当額）給付要綱第4条第1項に基づき、下記のとおり申請し、請求します。

また、本支援金の認定に必要な範囲で、川口市が住民記録情報を利用し、及び水道の供給を行っている地方公共団体から、水道の供給と納付状況に関する情報の提供を受けることを承諾します。

記

1 給付申請額

申請金額	円
------	---

2 申請者

住所	〒	—	川口市
フリガナ			
申請者名			
電話番号		—	—
水道供給地方公共団体 (□に✓をしてください。)	<input type="checkbox"/> さいたま市	<input type="checkbox"/> 草加市	<input type="checkbox"/> 蕨市

※ 申請者名は、個人名、会社名及び代表者名、管理組合名及び理事長名等

3 振込指定口座 ※申請者本人の口座に限ります。

金融機関	銀行・信用組合 信用金庫・農協								本店
預金種別	普通・当座								支店
口座名義人 (申請者本人)	フリガナ								出張所

本申請の記載事項について、誤字、脱字などの軽微な訂正については、上下水道局職員が行うことに同意します。

(申請者が法人の場合は記名押印(※)してください。)

申請者名

印

※ 会社印ではなく、代表取締役印または個人名の印鑑を押印してください。

第2号様式

川 収第 号

年 月 日

様

川口市上下水道事業管理者

物価高支援金給付決定通知書

先に申請のあった物価高支援金について、川口市物価高支援金（区域外給水の水道基本料金相当額）給付要綱（以下「要綱」といいます。）第5条第1項の規定に基づき、下記のとおり給付を決定したので通知します。

記

1 納付金額

円 _____

2 支援金給付決定後の注意事項

次のいずれかに該当する場合は、支援金の給付決定を取り消し、支援金の返還を請求する場合があります。

- (1) 虚偽の申請をし、又は事実を隠したとき。
- (2) 要綱第2条に規定する給付対象者に該当しないことが判明したとき。
- (3) その他この要綱の規定に違反したと管理者が認めるとき。

また、給付金は、 月 日までに振込手続きを完了する予定です。

以上

No. _____

第3号様式

川 発第 号

年 月 日

様

川口市上下水道事業管理者

物価高支援金給付不決定通知書

先に申請のあった物価高支援金について、川口市物価高支援金（区域外給水の水道基本料金相当額）
給付要綱第5条第2項に基づき、下記の理由により給付不決定としましたので、通知します。

記

1 理由

以上

No. _____

第4号様式

川発第号

年月日

様

川口市上下水道事業管理者

物価高支援金給付決定取消通知書

川 収第 号、 年 月 日付で通知した物価高支援金給付決定について、川口市物価高支援金（区域外給水の水道基本料金相当額）給付要綱第7条第2項に基づき、下記の理由により給付決定を取り消しましたので、通知します。

記

1 理由

2 支援金給付決定取消金額

¥ _____

以上

No. _____